

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月24日

【会社名】 スタンレー電気株式会社

【英訳名】 Stanley Electric Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 貝 住 泰 昭

【最高財務責任者の役職氏名】 常務執行役員コーポレート本部長 桑 田 郁 夫

【本店の所在の場所】 東京都目黒区中目黒2丁目9番13号

【縦覧に供する場所】 スタンレー電気株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区西中島7丁目1番5号)

スタンレー電気株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵3丁目22番8号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長執行役員住泰昭及び当社最高財務責任者桑田郁夫は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」という）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しております。

当社グループは、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、判断の誤り等により有効に機能しなくなる場合、もしくは当初想定していなかった組織内外の環境の変化等には必ずしも対応しない場合があるなど、固有の限界を有する為、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度の末日である2026年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠し、財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

財務報告に係る内部統制の評価として、全社的な内部統制の整備及び運用を評価し、その結果を踏まえ、評価対象とする業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能しているかを評価しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性から僅少であると判断した連結子会社及び持分法適用会社は全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループが自動車機器製品、コンポーネンツ製品、電子応用製品の製造販売を主な事業としていることから、売上高が事業活動の規模を示す最も適切な指標と判断し、全社的な内部統制評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の連結会社間取引消去後売上高の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としました。

選定した重要な事業拠点においては、当社グループは製品の製造販売を主な内容として事業活動を展開していることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、事業内容との関連性が高く、かつ生産活動及び販売活動において多額に計上される、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、当社グループの事業内容及びリスク評価に基づき、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、見積もりや予測を伴い重要な虚偽記載の発生可能性が高い勘定科目である製品保証引当金等に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

当社は、2026年1月29日開催の取締役会において、岩崎電気株式会社の全株式を取得することを決議し、2026年4月23日付で同社を子会社化しました。当該事項は、翌事業年度以降の当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社は本内部統制報告書の評価基準日（2026年3月31日）時点においては連結子会社には該当しないため、当事業年度の財務報告に係る内部統制の評価範囲には含めていません。

翌事業年度においては、同社の重要性やリスク評価の結果を踏まえ、財務報告に係る内部統制の評価範囲に含めるかどうかを判断する予定です。

5 【特記事項】

該当事項はありません。